

横浜市市税条例施行規則
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号）新旧対照表

改正前	改正後
附 則 <u>（旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の特例）</u> 第7条 <u>特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人（同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。）に対する同法附則第9条の規定による改正後の租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第17条第2項第1号カに規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同号カ中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第49条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定による所轄庁（同法第9条に規定する所轄庁をいう。）」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の2第7項の規定による国税庁長官」とする。</u> <u>（条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項及び第2項の規則で定める算定の方法）</u> 第8条 <u>条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項及び第2項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 区分所有に係る住宅 次に掲げる居住用専有部分（法施行令附則第12条第1項第7号に規定する</u>	附 則 <u>（削除）</u> 第7条及び第8条 <u>削除</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>

居住用専有部分をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第4項第1号イに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額（区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。）の専有部分（法第352条第1項に規定する専有部分をいう。附則第13条の2第1項第2号及び第2項第2号において同じ。）に係る法第352条第1項に規定する区分所有者が法第702条の8第1項の規定により法第352条に規定する固定資産税の例により納付する義務を負うものとされる都市計画税の額をいう。以下同じ。）

イ 法施行令附則第12条第4項第1号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る住宅以外の住宅（法施行令附則第12条第5項に規定する住宅に限る。附則第10条第2号において同じ。） 当該住宅に係る都市計画税額に法施行令附則第12条第4項第2号に定める割合を乗じて得た額

（条例附則第13条の3の4第1項の規則で定める証明の方法）

第9条 条例附則第13条の3の4第1項に規定する規則で定めるところにより証明された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条から附則第11条までにおいて同じ。）は、附則第11条各号に掲げる書類を当該住宅につき条例附則第13条の3の4第1項又は第2項の規定の適用があるべき旨の申告の際に区長に提出することにより証明された住宅とする。

（条例附則第13条の3の4第1項及び第2項の規則で定める算定の方法）

第10条 条例附則第13条の3の4第1項及び第2項に

（削除）

（削除）

（削除）

（条例附則第13条の3の4第1項の規則で定める証明の方法）

第9条 条例附則第13条の3の4第1項に規定する規則で定めるところにより証明された住宅（法附則第15条の6第1項に規定する住宅（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、附則第11条に定める書類を当該住宅につき条例附則第13条の3の4第1項又は第2項の規定の適用があるべき旨の申告の際に区長に提出することにより証明された住宅とする。

（条例附則第13条の3の4第1項及び第2項の規則で定める算定の方法）

第10条 条例附則第13条の3の4第1項及び第2項に

規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 区分所有に係る住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第4項第1号イに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額

(イ省略)

- (2) 区分所有に係る住宅以外の住宅 当該住宅に係る都市計画税額に法施行令附則第12条第4項第2号に定める割合を乗じて得た額

(条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類)

第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物である住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43

規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 区分所有に係る住宅 次に掲げる居住用専有部分 （法施行令附則第12条第1項第7号に規定する居住用専有部分をいう。以下同じ。） の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第4項第1号イに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額 （区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。）の専有部分（法第352条第1項に規定する専有部分をいう。附則第13条の2第1項第2号及び第2項第2号において同じ。）に係る法第352条第1項に規定する区分所有者が法第702条の8第1項の規定により法第352条に規定する固定資産税の例により納付する義務を負うものとされる都市計画税の額をいう。以下同じ。）

(イ省略)

- (2) 区分所有に係る住宅以外の住宅 （法施行令附則第12条第5項に規定する住宅に限る。） 当該住宅に係る都市計画税額に同条第4項第2号に定める割合を乗じて得た額

(条例附則第13条の3の4第3項の規則で定める書類)

第11条 条例附則第13条の3の4第3項に規定する規則で定める書類は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書で、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1③の等級6以上の基準に適合する旨の評価が表示されたものの写しとする。

（削除）

条第2項に規定する通知書（同法第55条第1項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、同令第46条の規定により読み替えられた同令第43条第2項に規定する通知書）の写し

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物である住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第5条第2項に規定する通知書（同法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、同令第8条の規定により読み替えられた同令第5条第2項に規定する通知書）の写し及び同令第3条第3号に規定する申請書の写し

(3) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5—1(3)の等級5以上の基準（同告示第5の5の5—1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5—2(3)の等級6以上の基準に適合する住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書で当該等級に適合する旨の評価が表示されたものその他市長がこれに準ずると認める書類の写し

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第24条第2項に規定する通知書（同法第31条第1項に規定する変更の認定を受けた場合にあっては、同令第27条の規定により読み替えられた同令第24条第2項に規定する通知書）の写し

（条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項の規則で定める算定の方法）

第12条 条例附則第13条の7第1項において読み替え

（削除）

（削除）

（削除）

（条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項の規則で定める算定の方法）

第12条 条例附則第13条の7第1項において読み替え

て準用する法附則第15条の9第1項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅（条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（法施行令附則第12条第20項に規定する耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第21項第1号イに掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令附則第12条第21項第1号ロに掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

- (2) 区分所有に係る耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第21項第2号イに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令附則第12条第21項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項及び第10項の規則で定める算定の方法）

第13条 条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項に規定する規則

て準用する法附則第15条の9第1項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合住宅（条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（法施行令附則第12条第21項に規定する耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第22項第1号イに掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令附則第12条第22項第1号ロに掲げる耐震基準適合住宅 当該耐震基準適合住宅に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

- (2) 区分所有に係る耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第22項第2号イに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号イに定める割合を乗じて得た額

イ 法施行令附則第12条第22項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項及び第10項の規則で定める算定の方法）

第13条 条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項に規定する規則

で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等住宅（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅をいう。）に係る都市計画税額に法施行令附則第12条第33項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第10項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等専有部分（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分をいう。）に係る専有部分都市計画税額に法施行令附則第12条第36項に定める割合を乗じて得た額とする。

（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法）

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (i) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第50項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第50項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等住宅（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅をいう。）に係る都市計画税額に法施行令附則第12条第34項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第10項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等専有部分（条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分をいう。）に係る専有部分都市計画税額に法施行令附則第12条第37項に定める割合を乗じて得た額とする。

（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規則で定める算定の方法）

第13条の2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として規則で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋（条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (i) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第51項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第51項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第50項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第50項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第50項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第50項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第51項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令附則第12条第51項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令附則第12条第51項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる

ウ 法施行令附則第12条第51項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 法施行令附則第12条第51項第2号イに掲げる専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計画税額

イ 法施行令附則第12条第51項第2号ロに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ロに定める割合を乗じて得た額

ウ 法施行令附則第12条第51項第2号ハに掲げる居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分都市計画税額に同号ハに定める割合を乗じて得た額

2 条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項に規定する耐震改修に要した費用の額として規則で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第52項第1号イに掲げる耐震基準適合家屋 10分の10

イ 法施行令附則第12条第52項第1号ロに掲げる耐震基準適合家屋 同号ロに定める割合

ウ 法施行令附則第12条第52項第1号ハに掲げる耐震基準適合家屋 同号ハに定める割合

(2) 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる

専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第51項第2号イに掲げる
専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計
画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画
税額に対する割合

イ 法施行令附則第12条第51項第2号ロに掲げる
居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専
有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に
係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用
専有部分の床面積から人の居住の用に供する部
分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面
積が120平方メートルを超える場合にあっては、
当該部分の床面積を120平方メートルとして算定
するものとする。）を控除して得た床面積の当
該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の
居住の用に供する部分とその他の部分とについ
て、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差
違がある場合には、その差違に応じて同号ロの
規定に基づく総務省令で定めるところにより当
該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ウ 法施行令附則第12条第51項第2号ハに掲げる
居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専
有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に
係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用
専有部分の床面積から人の居住の用に供する部
分の床面積（一の居住専有独立部分（同条第21
項第2号イに規定する居住専有独立部分をいう
。）の床面積が120平方メートルを超える場合に
あっては、当該一の居住専有独立部分の床面積
を120平方メートルとして算定するものとする。
）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分
の床面積に対する割合（人の居住の用に供する
部分とその他の部分とについて、天井の高さ、
附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には
、その差違に応じて同条第51項第2号ハの規定
に基づく総務省令で定めるところにより当該割

専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 法施行令附則第12条第52項第2号イに掲げる
専有部分 当該専有部分に係る専有部分都市計
画税額の当該耐震基準適合家屋に係る都市計画
税額に対する割合

イ 法施行令附則第12条第52項第2号ロに掲げる
居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専
有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に
係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用
専有部分の床面積から人の居住の用に供する部
分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面
積が120平方メートルを超える場合にあっては、
当該部分の床面積を120平方メートルとして算定
するものとする。）を控除して得た床面積の当
該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の
居住の用に供する部分とその他の部分とについ
て、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差
違がある場合には、その差違に応じて同号ロの
規定に基づく総務省令で定めるところにより当
該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ウ 法施行令附則第12条第52項第2号ハに掲げる
居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専
有部分都市計画税額の当該耐震基準適合家屋に
係る都市計画税額に対する割合に、当該居住用
専有部分の床面積から人の居住の用に供する部
分の床面積（一の居住専有独立部分（同条第22
項第2号イに規定する居住専有独立部分をいう
。）の床面積が120平方メートルを超える場合に
あっては、当該一の居住専有独立部分の床面積
を120平方メートルとして算定するものとする。
）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分
の床面積に対する割合（人の居住の用に供する
部分とその他の部分とについて、天井の高さ、
附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には
、その差違に応じて同条第52項第2号ハの規定
に基づく総務省令で定めるところにより当該割

合を補正した割合) を乗じて得た割合

合を補正した割合) を乗じて得た割合